

自立支援医療 (精神通院医療) 制度のご案内

1 本制度のメリット

- ① 通常 3 割の医療費自己負担が精神疾患の医療費のみ 1 割に軽減されます
- ② この 1 割が過大なものとならないよう、ひと月の負担額に上限額が設けられます

2 本制度の対象

精神疾患のため通院による継続的な治療が必要な方

3 自己負担上限額について

ひと月の自己負担上限額は所得に応じて以下のとおり分けられています

所得区分		自己負担上限額	
	市民税所得割の金額	重度かつ継続 ※1	重度かつ継続以外
一定以上	235,000 円以上	20,000 円	制度の対象外
中間 2	33,000 円以上 235,000 円未満	10,000 円	医療保険の自己 負担限度額 ※2
中間 1	33,000 円未満	5,000 円	
低 2	市民税非課税	5,000 円	
低 1	市民税非課税（収入 826,500 円以下）	2,500 円	
生活保護	生活保護世帯	0 円	

※1 相当額の医療費負担が継続する状態を指し、病気や病状により該当しないこともあります

※2 総医療費の 1 割又は高額療養費の自己負担限度額

4 申請について

申請の窓口 富士宮市役所 1 階 障がい療育支援課

持ち物	診断書（精神通院医療用）	…作成日から 3 か月以内のもの 精神手帳を同時に申請する場合は事前にご相談ください
	健康保険情報を確認できる書類※ 1	…同一保険の加入者全員分
	マイナンバーのわかるもの ※ 2 （マイナンバーカードや通知カード）	…同一保険加入者全員分（国保・後期） …受給者本人と被保険者分のみ（社保）
	年金証書	…障害年金・遺族年金受給者のみ
	年金受給額がわかるもの	…通帳、年金振込通知等（障害・遺族年金受給者のみ）
	精神保健福祉手帳	…所持者のみ
その他	通院する病院・薬局が指定医療機関かどうか事前にお問い合わせください 市に申請する日より前の医療費はこの制度の対象外です	

問い合わせ 富士宮市役所 1 階 障がい療育支援課

先 電話 0544-22-1145 FAX 0544-22-1251

※ 1 以下のいずれかによって健康保険の資格を確認できます

(1) 「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」

(2) マイナポータルにアクセスし、医療保険者の資格情報の画面を提示もしくはデータを印字したもの

※ 2 マイナンバーカード以外で個人番号を確認させていただく場合は、運転免許証や旅券などの顔写真付きの身元確認書類、もしくは資格確認書や介護保険証など 2 つ以上の写真表示のない身元確認書類が必要になります

自立支援医療 (精神通院) 申請後の注意点

1 申請書の控えは必ず病院・薬局等に提示してください

控えは受給者証が交付されるまで大切に保管してください

控えの提示のみで1割負担とするかは病院ごと異なりますので、病院の窓口にご確認ください

2 受給決定は静岡県（精神保健福祉センター）が行います

決定がおりるまで、およそ3～4か月ほどかかります ※この間変更申請は受付できません

決定後に受給者証と自己負担上限額管理票が発行されます

受給者証と自己負担上限額管理票は受診のたびに病院薬局等に提出してください

3 変更や紛失・破損の申請はすぐに行ってください

病院・薬局を変更する場合は、必ず変更後の病院・薬局に行く前に申請をしてください

健康保険情報の変更は、変更後の情報が確認できるものを用意して申請してください

住所や氏名が変わった場合も申請をしてください

4 有効期間の更新（再認定）について

受給者証の有効期間は原則1年間です

引き続き制度利用を希望する方は再認定の申請が必要です

有効期限の3か月前から申請が可能です（例）有効期限6月30日→4月1日から申請可

申請の窓口 富士宮市役所 1階 障がい療育支援課

持ち物	診断書（精神通院医療用）	・・・作成日から3か月以内のもの 精神手帳を同時に申請する場合は事前にご相談ください
	健康保険情報を確認できる書類 ※1	・・・同一保険の加入者全員分
	マイナンバーのわかるもの ※2 （マイナンバーカードや通知カード）	・・・同一保険加入者全員分（国保・後期） ・・・受給者本人と被保険者分のみ（社保）
	受給者証	・・・原則申請時に回収します ※3
	年金証書	・・・障害年金・遺族年金受給者のみ
	年金受給額がわかるもの	・・・通帳、年金振込通知等（障害・遺族年金受給者のみ）
	精神障害者保健福祉手帳	・・・所持者のみ

※1 以下のいずれかによって健康保険の資格を確認できます

(1) 「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」

(2) マイナポータルにアクセスし、医療保険者の資格情報の画面を提示もしくはデータを印字したもの

※2 マイナンバーカード以外で個人番号を確認させていただく場合は、運転免許証や旅券などの顔写真付きの身元確認書類、もしくは資格確認書や介護保険証など2つ以上の写真表示のない身元確認書類が必要になります

※3 必要な場合はご相談ください 病院が管理している方は事前に病院から返却を受けてください

その他 診断書の要・不要は受給者証の一番下に記載がありますのでご確認ください
有効期間を過ぎた場合は新規申請扱いとなります

問い合わせ先 富士宮市役所 1階 障がい療育支援課
電話 0544-22-1145 FAX 0544-22-1251